

6年 組 名前 ()

めあて

「国民主権」とはどのようなことが

調べて、まとめよう

(教科書P16～17)

今回は、日本国憲法の三原則の中にある「国民主権（こくみんしゅけん）」について学びましょう。

ちょっとむずかしいので、説明するよ！

ことば

こくみんしゅけん しゅけん くに せいじ
国民主権 主権とは、国の 政治の

かた さいしゅうてき けつてい けんり
 あり方を 最終的に 決定する 権利の

こくみんしゅけん こくみん やくめ
 ことで、国民主権とは、国民が その役目を

しめ こくみん
 になる ことを 示しています。国民が

せいじ かんしん てきせつ はんだん
 政治に 関心を もち、適切な 判断を

じぶん いけん せいじ
 して、自分の 意見を 政治に

はんえい じゅうよう
 反映させていく ことが 重要です。

つまり、国民みんなが政治を進めているんだ。

実際は国会議員が国民代表となっていていろいろと進めているけれど、その議員は、国民みんなが選挙で選んだ人なんだ。それが自分の意見を政治に反映させるということなんだよ。

だから、選挙に行くことが大切なんだね。

第一章 天皇
 〔天皇の地位と主権在民〕
 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつてこの地位は、主権の在する日本国民の総意に基く

天皇の主な仕事（天皇の国事行為）

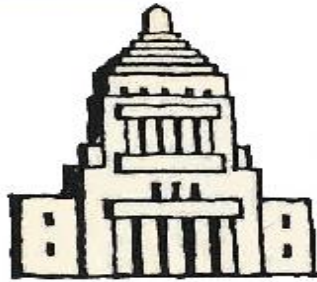
- ・国会の召集
- ・衆議院の解散
- ・総選挙を行うことを国民に知らせる
- ・国務大臣を任命することや大使の信任状の証明
- ・憲法改正、法律、条約などの公布
- ・外国の大使のもてなし
- ・外交の文書を認める
- ・栄典（勲章など）の授与

ちなみに、天皇は国の象徴（しるし）であつて、政治を決める権利はないんだ。

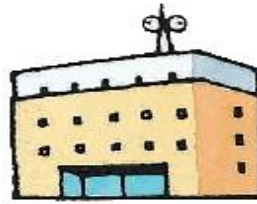
だから、天皇が選挙に行ったり、法律を変えたりはできないんだよ。

こくみんしゅけん
国民主権

こっかい
国会



ちほうこうきゅうだんたい
地方公共団体
(市区町村・都道府県)



しゅちょう ぎいん せんきょ
首長・議員の 選挙,
じょうれい かいせい
条例を 改正したり,
しゅちょう ぎいん
首長・議員を
やめさせたりする
せいきぼう
請求が できます。

国民は選挙
以外でも国
民投票で意
見を伝える
ことができ
るよ。



ぎいん せんきょ
議員を 選挙

こくみん
国民



こくみんとうひょう
国民投票

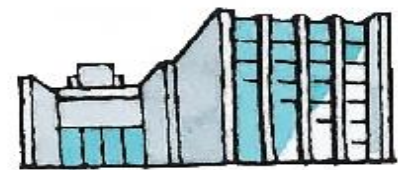
けんぽうかいせい
憲法改正

けんぽう
憲法を
かいせい
改正するかどうかは、
こくみん とうひょう
国民の 投票で
さいしゅうてき
最終的に 決めます。



さいこうさいばんしょ
最高裁判所

さいこうさいばんしょ
最高裁判所の 裁判官として
てき
適しているかを 判断します。



↑ 2 せいじ さんか けんり
政治に 参加する 権利

問題①

国民が政治に参加する方法を、教科書を使って調べ、自分の言葉でまとめよう。